

入 札 公 告

下記のとおり条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び東吾妻町契約規則（平成23年規則第14号）の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成29年4月19日

東吾妻町長 中 澤 恒 喜

記

1 条件付一般競争入札に付する事項

- (1) 契約番号 第11032号
- (2) 工事名 原町幼稚園 園舎増築工事
- (3) 工事場所 東吾妻町大字 原町 地内
- (4) 予定工期 契約日から平成30年1月31日まで
- (5) 工事概要 園舎増築、既存改修及び撤去工事
(建築工事・電気設備工事・機械設備工事)
構造・規模：鉄骨造平屋 防火：その他
床面積：1323.60㎡、内増築面積283.09㎡
建築面積：1260.96㎡、内増築建築面積284.81㎡
増築部屋・数：保育室2・便所1・遊戯室・拡張1
改修部屋・数：園児便所2・職員便所2・建具改修
- (6) 予定価格 金164,000,000円（消費税抜き）

2 入札参加形態

単体による参加とする。

3 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者又は同条第2項の規定に基づく町への入札参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 町の建設工事競争入札参加者名簿に登録されていること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は民事更生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立てをしていない者（会社更生法に基づく更生手続開始も申立てをした者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定がなされた後において、前号の競争入札参加資格の再認定を受けている者。）であること。
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定により経営事項審査を受け、当該経営事項審査に係る総合評定値通知書の有効期間内であること。
- (5) 東吾妻町建設工事請負業者等指名停止措置要綱（平成18年東吾妻町告示第26号）に基づく指名停止期間中でないこと。

- (6) 競争入札参加資格の認定を受け、建築一式工事の総合評定値が700点以上であること。
- (7) 吾妻郡に本店を有していること。
- (8) 配置予定の主任技術者は、1級建築施工管理技士以上を有する者であること。
- (9) 設計業務等の受託者または、当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

4 入札参加資格の確認等

条件付一般競争入札の参加希望者は、平成29年4月28日(金)午後5時までに条件付一般競争入札参加申請書(様式第1号)に次の書類を添付して提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。期限までに申請書等を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、条件付一般競争入札に参加することができない。

- (1) 配置予定主任技術者の資格及び工事実績を証明するもの

5 入札参加申請書の配布期間及び取得方法

- (1) 配布期間

入札公告日から平成29年4月28日(金)まで(東吾妻町の休日を定める条例(平成18年東吾妻町条例第2号)第1条に規定する町の休日(以下「休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時までの間(午後0時から1時を除く。)

- (2) 取得方法

東吾妻町役場 企画課(東吾妻町ホームページからダウンロードできます。)

6 申請書等の提出

- (1) 提出場所

〒377-0892 群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町594番地3
東吾妻町役場 企画課
電話 0279-68-2111

- (2) 提出方法

申請書等の提出は、提出場所に持参することにより行うものとし、郵送又は電送によるものは、受け付けない。

- (3) 入札参加資格の確認は、申請書等の提出後に行うものとし、その結果は、条件付一般競争入札参加資格確認結果通知書(様式第2号。以下「確認結果通知書」という。)により、平成29年5月1日(月)までに通知する。

- (4) その他

- ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出された申請書等は、入札審査資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ウ 提出された申請書等は、返戻しない。
- エ 提出期限後における申請書等の差替え又は再提出は、認めない。

7 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、町長に対して入札参加資格がないと認められた理由について、次のとおり、条件付一般競争入札参加資格確認結果通知書についての説明申込書(様式第3号。以下「説明申込書」という。)を提出することにより、説明を求めることができる。

- ア 提出期限

平成29年5月8日(月)

- イ 提出場所

〒377-0892 群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町594番地3
東吾妻町役場 企画課

電話 0279-68-2111

ウ その他

説明申込書は、持参することにより提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

- (2) 説明申込書の提出があったときは、平成29年5月16日(火)までに説明申込書を提出した者に対して書面により回答する。

8 設計図書等の閲覧

設計図書等を入札参加資格者に閲覧する。但し、指定した日時とする。

- (1) 閲覧場所 東吾妻町教育委員会事務局 教育課
(2) 閲覧期間 平成29年4月19日(水)～平成29年5月1日(月)まで
(休日を除く毎日9時から5時まで)
(3) 持参品 一般競争入札参加資格確認結果通知書及び未使用のCD-R1枚。
質問回答時に使用する電子メールアドレスがわかるもの(名刺等)。

9 設計図書等に対する質問等

設計図書等の閲覧者は、当該設計図書等に関して質問することができる。

- (1) 質問
ア 提出期間
平成29年5月9日(火)まで
イ 提出場所
東吾妻町教育委員会事務局 教育課に電子メールにより提出する。
(2) 回答
平成29年5月12日(金)までに、電子メールで回答する。

10 現場説明会

現場説明会は、開催しない。

11 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 平成29年5月22日(月)午前9時00分 入札即時開札
(2) 場 所 東吾妻町役場 大会議室

入札及び開札に当たっては、町長が入札参加資格があることを確認した旨の通知書又は当該通知書の写しを持参すること。

12 入札方法等

- (1) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に違反する行為をしないこと。
(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(3) 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。
(4) 入札執行の回数は、1回とする。
(5) 代理人を参加させる場合は、入札前に委任状を提出すること。
(6) 落札者は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をし

た他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

13 工事費積算内訳書の提出

- (1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費積算内訳書を提出すること。
- (2) 町のホームページから取得した工事費積算内訳書の様式を用い、記載内容については、数量、単価、金額等を明らかにすること。
- (3) 提出された工事費積算内訳書は、返戻しない。

14 入札保証金

免除する。

15 契約保証金等

- (1) この競争入札の落札者は、契約の締結と同時に次のいずれかの保証を付さなければならない。ただし、エの場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を町に寄託しなければならない。

ア 契約保証金の納付

イ 契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、町長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

ウ 契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

エ 契約による債務の不履行により生ずる損失をてん補する履行保証保険契約の締結

- (2) (1)に掲げる契約保証金の額、補償金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とすること。

16 開札

開札は、所定の日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行い入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

17 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、当該入札者の入札を無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者の入札
 - (2) 申請書又は添付資料に虚偽の記載をした者の入札
 - (3) 同一事項に対し2以上の入札をした者の入札
 - (4) 入札に際し不正の行為のあった者の入札
 - (5) 入札書に必要な事項を記載しなかった者の入札
 - (6) 工事費積算内訳書の提出しなかった者の入札
 - (7) 工事費積算内訳書の金額と入札書の金額が同額ではない場合の入札
 - (8) 町長により入札に参加する者に必要な資格があることを確認された者であっても確認を受けた後に指名停止措置を受け、指名停止期間中である者の入札
 - (9) その他入札に関する条件に違反した者の入札
- 入札参加資格のある旨の確認を受けた者であっても、開札の時ににおいて3に掲げる入札参加資格のないものが行った入札は、入札に参加する者に必要な資格のない者の入札とみなす。

18 東吾妻町議会の議決に付すべき契約

予定価格が5,000万円以上の工事請負契約については、東吾妻町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年東吾妻町条例第45号）第2条に規定する議会の議決に付すべき契約に該当するので、建設工事請負仮契約書により仮契

約を締結するものとし、当該請負契約に係る議会の議決があった場合は、当該建設工事請負仮契約書を本契約に基づく契約とする。

19 その他

- (1) 申請書又は添付資料に虚偽の記載をした場合においては、東吾妻町建設工事請負業者等氏名停止措置要綱に基づく指名停止を行うことがある。
- (2) 入札参加者が1社の場合には、当該入札を中止する場合がある。
- (3) 詳細は、東吾妻町ホームページ
入札参加関係については東吾妻町役場 企画課 (Tel 0279-68-2111)
事業内容については東吾妻町教育委員会事務局 教育課 (Tel 0279-59-3017)